

# 移動タンク貯蔵所の売買等に伴う 手続きについて

売買等で移動タンク貯蔵所の所有者などが変更となる場合や移動タンクの本拠となる駐車場所（常置場所）が変更となる場合などは、消防本部への手続きが必要となります。

## パターン①

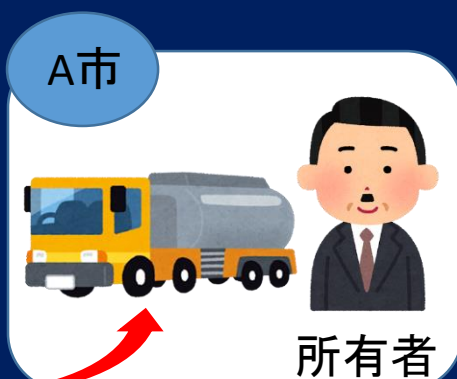
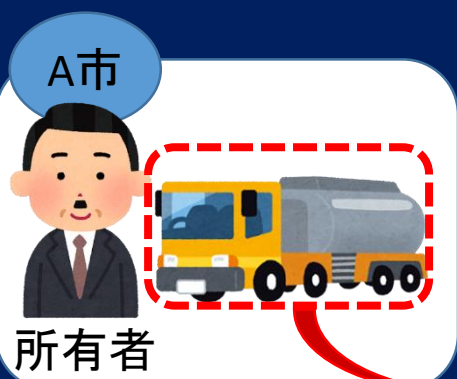
売買などにより所有者が変更となり、常置場所は変わらない



新しい所有者が、A市を管轄する消防本部に所有者を変更する届出書を提出

## パターン②

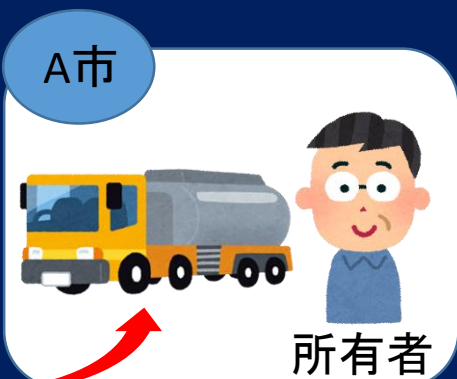
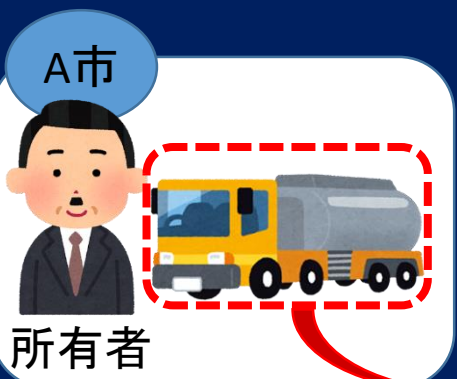
所有者が変わらず、常置場所がA市内で変更



所有者が、A市を管轄する消防本部に常置場所を変更する申請書を提出

## パターン③

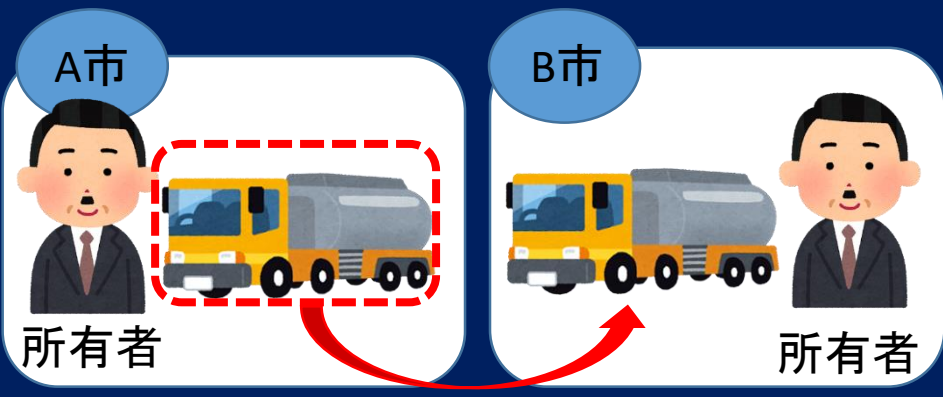
売買などにより所有者が変更となり、常置場所がA市内で変更



新しい所有者が、A市を管轄する消防本部に常置場所を変更する申請書及び所有者を変更する届出書を提出

### パターン④

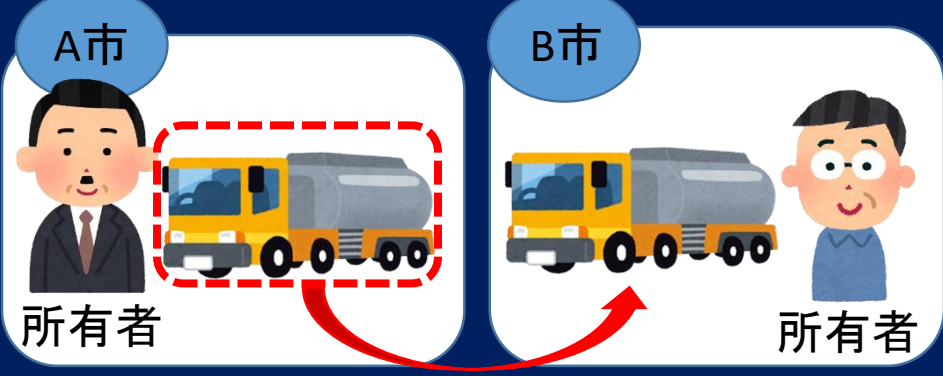
所有者が変わらず、常置場所がA市内からB市内に変更



所有者が、B市を管轄する消防本部に常置場所を変更する申請書を提出

### パターン⑤

売買などにより所有者が変更となり、常置場所がA市内からB市内変更



新しい所有者が、A市を管轄する消防本部に所有者を変更する届出書を提出  
その後、新しい所有者がB市を管轄する消防本部に常置場所を変更する申請書を提出

※所有者を変更する届出書及び常置場所を変更する申請書をまとめてB市に提出する方法もありますので、B市を管轄する消防本部にお問い合わせください。

### パターン⑥

廃車または、今後、国内において移動タンク貯蔵所と使用しなくなる場合



常置場所のある市を管轄する消防本部に廃止届出を提出

提出書類、提出様式などを含めたご不明な点については、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ】  
富山市消防局  
予防課 安全係  
富山市今泉191-1  
076-493-4141